タイにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日機輸 日鉄連	(1)	サービス業外資参入規制	・外国人事業法による、外国企業のサービス業への参入制限が残存する。 －電機・機械製品などの製造販売のみでなく、有料メンテナンスサービスなどのサービス業を同時に行うことは外国企業（株式数の過半数を外国人または外国企業が占める会社）は不可。 －エレクトロニクス業界では、ハードの差別化に加え顧客サービスの優劣が重要な競争要因であり、サービス分野の外資出資比率規制により顧客の利益が損なわれている。 （継続） ・タイの会社に外国籍企業（タイにある企業を含む）がタイで技術指導を行い対価を得る場合、外国資本の参入を規制する外国人事業法により、ライセンスを取得しないと活動できない。 （継続）	・外資規制の即時撤廃。 ・制限緩和。	・外国人事業法
		日機輸	(2)	グループ会社へのサービス業参入規制	・外国人事業法の中のサービス業規制のため、グループ会社に対して柔軟に支援など行う事が困難である。 一部の改善はあったが限定的で不十分。更なる規制緩和が必要。 （継続、要望変更）	・タイの地場産業もかなり発展して来たので、サービス業も先進国並みの規制緩和を実施していただきたい。	・外国人事業法
		日商	(3)	外資参入規制	・外国資本法により、43業種において、外国資本50％以上の企業の参入が禁止されている。また、土地法により一部条件を除いての外国籍企業の土地取得が規制されている。独資での参入に対する障壁が高い。 （継続）	・規制の緩和。	・外国人資本法 ・土地法
		日商	(4)	外資マジョリティ規制	・特定業種において外国人（外資50%以上）による事業が規制されている。当社関連事業では、営林及び自然林の木材加工、家具、什器の木工、林業、合板・ベニヤ板、樹脂合板の製造。 （内容、要望ともに変更）	・外資規制の撤廃・緩和。	・外国人事業法
		自動部品	(5)	事業目的の解釈の不統一	・商務省事業開発局への新規ビジネスルートの取引について相談する際、担当者によって見解が異なり、本関連業務に遅延が生じるケースが発生している。	・担当者の見解統一。	
		日機輸 日機輸	(6)	外国人事業ライセンス取得の不透明・困難	・外国法人が現地で事業を行うために必要な外国人事業ライセンス（FBL: Foreign Business License）に関する情報がまとまっておらずわかりにくい。TISO取得の条件（間接費10百万THB/年）が厳しい。ライセンス取得の費用が高い。どの様な場合にFBLが必要かわからない。 （継続） ・外国人事業法により、外資として案件毎にタイで進出する場合、Foreign Business Licenseの取得が必要となるが、限られた工期において同Licenseの取得に数か月単位で時間を要し工期を圧迫する。 また、プロジェクト期中に相当金額の現地預け入れが必要となり、建設終了後も保証期間が満了するまで当該資金を本邦に回収できず、大きな資金負担となっている。 （継続）	・規定緩和・簡素化・明示。 ・同Licenseの取得の簡素化・短期化を検討頂きたい。 ・また、期中預け入れ金額の減額、本邦回収の早期化の仕組み導入働きかけを検討頂きたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1		日機輸	(7)	工場拡張規制	・ゾーニング法により、工業団地外にある製造会社では、敷地内であっても、工場の拡張が認められない。 (継続)	・ゾーニング法の基準見直し。	
2	国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸	(1)	投資奨励制度における自己資本規制	・タイ投資委員会(BOI:Board of Investment)の投資奨励制度によって、法人税免除等の恩典を受けるためには、当該投資の負債と登録資本金の比率が3:1以内でなければならないという条件がある。 (継続)	・当該規制を撤廃、または緩和して頂きたい。	・タイ投資委員会(BOI)
6	外資優遇策の縮小	日機輸	(1)	クラスター制度への変更によるBOI投資優遇措置の縮小	・2015年より、新投資優遇制度(クラスター制)が運用開始となった。 電機産業の新投資プロジェクトにとって新制度は、従来のゾーン制で享受していた優遇措置に比べ大幅に低いものとなっている。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。 (内容、要望ともに変更)	・既進出企業／新投資への、従来恩典継続を加味した奨励策へ見直していただきたい。	・投資委員会布告 第2 / 2557号 第10/2558号
8	投資受入機関の問題	日機輸	(1)	長期間を要するBOI廃却・返却審査	・タイ投資委員会(BOI:Board of Investment)恩典を利用した部品、設備等を廃却する場合のBOIの承認までの時間が実働30-45日かかる。 ①治工具・装置関係はシステムでの手続き可能に。リードタイムは短縮されていない。 ②部品についてはこれまでも提案しているものの改善がみられない。 (内容、要望ともに変更)	・BOI恩典に関する手続きの電子化/簡素化していただきたい。 ・承認までのプロセスを迅速化していただきたい。 ・Paperless Systemを導入していただきたい。	・BOI恩典での廃却手続き運用
9	輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	鉄鋼製品への強制規格制限	・国内ミルの圧力により、規格制限。 1993年12月、棒鋼規格厳守化(TIS規格) 1998年5月、形鋼 〃 (〃) 1998年12月、線材 〃 (〃) 1999年1月、熱延鋼板類〃 (〃) 2002年5月、冷延鋼板類〃 (〃) 2008年9月、熱延鋼板TIS528(2548)が一部変更となり旧ライセンスは無効となる。 2008年12月、強制規格認証にあたり厳格な運用が開始。 (09.01.26に一度新規定が公示発効され、即撤廃された後に、新たな製品検査規定が公示された) 2009年3月4日、上記規定発効。 2014年12月、TISIが一部品種(熱延、冷延鋼板)に対するミル監査の緩和。 2016年8月1日、(1回/1年→1回/2年)を官報告示。 2017年3月16日、TISIが輸入許可及びフォローアップのための監査基準と方法を2016年7月8日付で改訂、同年8月1日に発効。 2017年3月16日、形鋼に対する強制規格(TIS1227)が更新。 2017年3月20日、電気亜鉛めっき鋼板に対する強制規格が導入。 2017年6月19日、鉄筋用棒鋼に対する強制規格(TIS20)が更新。 2020年8月27日、溶融亜鉛めっき鋼板に対する強制規格(TIS 50)が導入。 2021年7月20日、QRコード表示を義務化。 (継続)	・制度の撤廃。 ・手続き(含む 除外制度)の明確化・簡素化。 ・監査工程の軽減。 ・監査回数の頻度軽減。	・工業規格法 ・各々の強制規格 ・製品検査規定

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸	(2)	課税価格へのロイヤルティ上乗せ	・関税額を決める際、契約上はロイヤルティが生じないのに、ロイヤルティが生じたと見なした上で課税価額を決められている。同じ契約内容でも、他国ではロイヤルティが生じたとみなされていない。 （継続）	・WTO協定に照らし、ロイヤルティを課税価格に含めるべきかを適切に判断して欲しい。	・WTO関税評価協定
		JEITA	(3)	輸入関税の課税対象の恣意的な変更	・Transfer PriceとSales Priceの逆転現象について、タイ販売会社が保税倉庫に積んだ製品を、タイ国内の取引先に販売する際、保税倉庫への搬入時と、保税倉庫から引き出す際の換算レートの違いから、大きく為替が動いた場合、輸入価格の方が得意先への販売価格よりも高くなってしまう、逆ザヤが生じてしまう。 これに対して、タイ税関から輸入価格に対してVATを課す旨の連絡を受けたので、当該処理に対する法的根拠の明示を求めたが、拒否された。代わりに、逆ザヤが生じている限り、通関を止めるという対抗手段を取られた。更に、タイ税関はCIFを基準としているため、輸入価格に含まれる輸送費を計算する際、すべての出荷ごと、アイテムごとに実費を計算するよう要求された。そこでタイ販売会社は、輸入価格の調整及び輸送費の計算に非常に多くの手間を取られている。 （継続）	・THBへの換算レートに関して、過去のレートを恣意的に適用することはやめて欲しい。 ・もしタイ国内法により、認められた正当な行為ならば、当局の公式見解として、明示して欲しい。 ・出荷毎、アイテム毎の輸送費実費計算は、実務上困難であり、一定期間に要したTotalの輸送費の平均値を輸送費としてみなして欲しい。	
		日鉄連	(4)	アンチダンピング措置の濫用	・2003年3月10日、ステンレス冷延鋼板へのAD税賦課（日本、韓国、台湾、全EU）。 ・2008年3月13日、ステンレス冷延鋼板サンセットレビュー開始。 ・2009年3月19日、上記サンセットレビューの結果、措置継続を決定。 ・2014年3月18日、上記ADの2回目のサンセットレビュー開始。 ・2015年2月25日、DFTがクロの最終決定を公示。 ・2020年2月24日、上記ADの3回目のサンセットレビュー開始。 ・2021年2月17日、上記サンセットレビューの結果、措置継続を決定。 （継続）	・措置の廃止。 ・措置長期化に反対。	
		日鉄連			・2003年5月27日、熱延鋼板へのAD税賦課（日本、韓国、台湾など14カ国）。除外品目は輸出用、TF鋼、TMBPなどで、リロール用に関しては、年度毎に輸入枠を設定。 ・2004年3月19日、上記熱延鋼板AD課税の一時的適用除外(半年間)。 ・2004年9月20日、上記熱延鋼板ADの除外期間終了、課税再開。 ・2008年5月27日、上記熱延鋼板ADのサンセットレビュー開始。 ・2009年5月26日、上記サンセットレビューの結果、措置継続を決定、併せて自動車用リロール鋼板等を除外。 ・2010年6月30日、熱延鋼板AD事情変更見直し最終裁定。AD措置継続中。 ・2014年5月22日、上記熱延鋼板ADの2回目のサンセットレビュー開始。 ・2015年1月12日、DFTがクロの最終決定を公示。 ・2020年5月23日、上記ADの3回目のサンセットレビュー開始。 ・2021年6月21日、DFTがクロの最終決定を公示し、措置継続。 （継続）	・措置の廃止。 ・措置長期化に反対。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸	(5)	HSコード解釈の不統一	・HSコード差異に係る修更生手続きに時間がかかる。 －ケース①：輸入通関時、タイ税関と輸入者で、HSコードの見解に相違があり、輸入者としては、追って不服申し立てを行う権利を留保した上で、関税を支払って輸入した。 その後、不服申し立て手続きに入ったが、タイ税関からの再度の見解が出るまでに約4か月かかる予定で、それでもまだ相違がある場合は、そこから数年かかる裁判となる見込みである。 －ケース②：過去に遡って、HSコード差異による関税差額が生じる恐れがあると判断した輸入について、2019年12月に、税関に自主申し出を行ったが、2年以上経過しても、約半数について回答がもらえない状態。 また、回答がもらえたものも、口頭やメールでの回答であるため、文書での回答を求めているが、応じてもらえない。 （継続）	・ケース①：もう少し迅速に結論を出して頂けると助かる。 ・ケース②：同じく、もう少し迅速に確認作業を行って頂けると助かる。 ・また、文書での回答を頂きたい。（「関税差額あり」の場合は支払い通知が出るが、「関税差額なし」について、文書は出せないとのことであるが、文書での回答を求めているもの）	・タイ税関
		自動部品			・担当官によりHS CODEの解釈が違う。また担当官が使用するHS CODEの全桁数の公開情報が無く、担当官の判断により適用区分が異なる判定をされることがある。 －当社が中国から定期的に輸入している部品において、HS CODEの変更をするようにとの指摘をタイ税務局から受けた。(HS CODE: 8413.91からHS CODE:7616.99.90 への変更)この結果、関税率0%から10%へ変更された。 ＊当社のインドネシア拠点でも同一部品の輸入しており、関税0%である。(HS CODE: 8413.91) －中国日本税関で同じ部品のHS CODEに対する見解が不一致である。	・HS CODE判定基準の統一化。 ・判断基準の情報公開。 ・輸入開始当時と同じHS CODE: 8413.91 (関税0%)の適用。	
		JEITA			・輸入の際、Tariff Codeと関税率を明確にする必要がある。もし輸入者がTariff Codeと関税の支払い間違いを避けたい場合は、タイ税関に問い合わせ書を提出、判断を仰ぐことができるが、判断の有効期間は1年であること、また部品番号ごとに問い合わせ書を提出する必要がある。 しかし現実的に毎年全ての品番についてTariff Codeの判断を仰ぐのは難しい。 またタイ税関によるTariff Codeの判断が、製品、機能は同じであるにも関わらず、判断が変更されるという問題が最近、発生した。Tariff Codeの判断基準が不明確であり、タイ税関の担当者により、判断が異なることがある。 さらに、輸入者がTariff Codeの判断について異議申し立てを行おうとした場合、再判断まで非常に長い時間(最大2～3年)かかり、また期日も明確でない。	・タイ税関による製品ごとのTariff Code判断基準の明確化。	
		日機輸	(6)	FTAフォームのHSコードの不一致によるFTA不適用	・輸出側（中国）のHSコードが、輸入側（タイ）の税関が割り当てたHSコードと一致しないため、FTAが適用されない。	・輸出国・輸入国のHSコードが不一致のため、FTA/EPAを申請・利用(適用)できない事例が発生している。 ・特定の国に関わらず、発生が想定される課題のため、ASEAN内やRCEPとい	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9						った協定内で不一致の場合の適用可否の判定ルール、適用のための確認手続き等を策定し、HSコードが不一致なケースでも可能な限りFTA/EPAを申請・利用(適用)できるようにして頂きたい。	
		自動部品 自動部品	(7)	通関手続の煩雑・遅延・不統一	・申請のための書類が多い。 ・HSコードの適用が係官によって違うケースがある。 (継続) ・部品輸入の際、輸出入規制ルールに従ってTISI(タイ工業規格協会)より輸入許可承認を得るためにTISIシステムに登録しているが、TISIは電子承認のプロセスに加え、紙ベースで回覧承認するプロセスもあり、処理に時間が掛かる。このため輸入品が計画通りに受け取れず、生産遅延に繋がるケースがある。	・書類の簡素化。 ・判断が統一されるよう基準を設けてほしい。 ・TISIの承認回覧時間短縮化。	
		日機輸	(8)	輸入申告書類のタイ語での記載義務	・タイ輸入申告で申告書類を全てタイ語にする必要がある。日本出荷時のInvoiceに記載の品名(英語)からタイ語訳する為に、追加情報を求められる事が多く、大変手間が掛かっている。 (継続)	・英語でもタイ輸入申告が出来る様にして欲しい。	
		日機輸 日機輸	(9)	税関の報奨金分配制度の弊害	・タイの通関でBP/IBP制度が存在しない為、暫定価格での通関後の最終価格への修正で過大なペナルティーを要求される。 且つ、調査期間を不必要に延ばすことで延滞金利を多く徴収された。(報奨金分配制度による悪影響がある)。 (継続) ・税関担当官の恣意的な判断により不適切に高い関税を徴収される。(担当官によって判断が異なる場合ある。) 背景に関税納付漏れとなった場合、税関職員の給与補填的な側面を持つ報奨金分配制度がある(2017年11月に関税法が改正され、報奨金の減額等を含む内容であったが、報奨金分配制度自体は残っている)。 (継続)	・BP/IBP制度の導入。 ・報奨金分配制度の廃止。 ・通関当局の判断の統一。 ・報奨金分配制度の廃止。	・関税法
		日機輸 日機輸	(10)	特定原産地証明免税手続の煩雑・取得困難	・原産地規則により日本原産品であることを証明すれば、特定原産地証明書を取得出来、特恵関税を受けられるが、商工会議所から製作工程の提出要請を受ける等、非常に手間がかかる。 (継続) ・包括的な承認制度ではなく、輸入の都度、対象となる貨物について、タイにおける製造工程や、自動車用の部品であることを証明する各種の詳細な書類(タイの顧客から提出頂く必要があるものも含む)を添付して申請しなければならない。 輸入貨物到着前に申請しても、承認手続きに時間がかかるため、輸入時には、後日返金手続きを取る権利を留保しつつ、満額の輸入税を支払って輸入しなければならない。タイの顧客には、減税前提の価格で販売するため、一時的に当社の持ち出しとなる。 ①同じ会計年度のうちに承認が下りて、関税差額の返金が受けられれば	・必要書類の明確化。 ・不要な書類提出要請をしない。 ・自動車生産用の構成部品は、一定期間、繰り返し輸入されることが多いため、包括的な承認制度として頂きたい。(1年ごとの更新が必要とされても、現状の輸入の都度申請するよりは歓迎)	・Automotive Parts Reduction Scheme under Section 12

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9					よいが、会計年度をまたぐこともしばしば。 ②返金手続きもまた煩雑。輸入時のインボイス・Packing List、輸入申告書控、承認通知を揃えて、対象となる商品を明示しながら返金申請をしなければならない。（すべて紙ベース）返金申請書を提出してからも、年単位の時間がかかっているのが現状。 （継続）		
		日機輸	(11)	特定原産地証明免税手続での記載間違いによる過大なペナルティー	・特定原産地証明書の記載間違いによる過大なペナルティーを要求された。 税関職員の報奨金分配制度に起因するトラブルが継続されているとの情報もあるが、指摘事項は承知してはいるものの超過費用発生の妥当性が不明。	・海外税関とのトラブルに関して本邦で相談出来る窓口の開設。	
		日機輸	(12)	E-Form D（特定原産地証明書の電子版）手続の不透明	・タイとマレーシア、タイとベトナム等、ASEAN域内で、特定原産地証明書により相互に免税を享受することができるが、紙での発行と、電子（E-Form D）が並行して運用されている。（当初はもちろん紙からスタートして、電子化がまだ半ばで、併用されている状態） なぜか、時々、紙と電子の内容が異なると税関から指摘が入ることがあり、「内容が異なる」と言われても、輸出者・輸入者が持っているのは従来の紙の原産地証明書のみで、電子は、各国政府機関（省庁）か税関しか見ることができない。「紙と電子で内容が異なるので、免税は認めない」と言われると、内容の修正もできないし、反論もできず、通常の関税を支払うしかない状態。 それほど高い頻度で発生しているものではないが、政府機関（省庁）や税関は、情報が異なる箇所は教えてくれるが、なぜ、電子と紙の内容が異なるのか、彼らからは情報を得られず、輸出者・輸入者ではわからないので、改善や対策の立てようがない状態。	・紙と電子の併用をやめて、どちらかに統一して頂きたい。	
		自動部品	(13)	EPAの管理体制の強化	・原産地証明書（COO）の要求が増加傾向。EPA管理品目が増えれば、定期的な原産確認の件数も増え、管理体制（人員・システム化など）を見直す必要があると考えている。	・他社ではどのような取り組み方を行っているか共有頂きたい。	
		自動部品	(14)	化学物質の輸入審査の遅延	・新規材料（化学物質）の輸入手続きに時間が掛かる。タイ工業省工場局（DIW）の審査時間が長い。	・タイ工業省工場局の審査時間の短縮化。	
		日機輸 日商	(15)	化学品成分の100%開示要求	・化学品(Chemical)輸入規制が厳しすぎる。Chemical出荷の場合、100% CAS No.を表示した安全データシート（SDS：Safety Data Sheet）の提出を求められるが、メーカーの社外秘で成分を100%開示してもらえない事が大半で、実質タイへの輸入が不可になっている。 （継続） ・化学品の安全データシート（SDS：Safety Data Sheet）には揮発分などを考慮して個々の成分に対して10-20%のような幅を持たせた表記になっている。これに対してタイからは記載された成分の合計がぴったり100になるようにSDSを改定するよう求められるが、このような要求に対してメーカーの協力を得るのが困難。	・CAS No.は、一定%以下は開示不要とするなど、企業の秘密情報を守りつつ貿易出来るような条件にして欲しい。 ・成分の割合を幅を持たせた書き方にすることに対する許容を希望する。	 ・タイ王国有害物質法

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		JEITA	(16)	輸入ライセンスの取得の厳格・不透明	・通信モジュールをタイ国内に輸入する際、NBTC（National Broadcasting and Telecommunications Commission：2010年にできた）認証を求められるケースがある。 昨今、タイにおける通信モジュールの取引量が増えたことに伴い、顕在化してきた問題。 Regulationの規定が不明瞭で、Officerによって解釈が異なり、認証を求められたり、求められなかったり、一貫した運用がなされていない。 同様に、Batteryをタイ国内に輸入する際、TISI（Thai Industrial Standards Institute）による認証をと求められるケースがある。 ただ、こちらもNBTC同様、当局側の運用に一貫性がない。 （継続）	・明確化に向けたRegulation自体の見直し。 ・個々担当者による制度運用のバラツキ解消。	
		日機輸	(17)	輸入ライセンスの1インボイスあたりの数量制限	・通関前にTISIライセンスを取得する必要があるHSコードについて、1回の輸入ライセンス（TISI：タイ工業省工業規格局）につき1インボイスあたりの数量制限がある品目がある。 例えば、1回の輸入ライセンスの場合、1インボイスあたりのケーブルの最大の長さは200mであり、200mを超える場合は、テストレポートを提出する必要がある。提出できない場合、TISIがチェックのために1～2個のサンプルを採取する。	・取得できる輸入ライセンス一つにつき、1インボイスあたりの数量制限を撤廃頂きたい。	
		日機輸	(18)	中古部品輸入許可取得の煩雑	・環境配慮の目的でリユース部品を輸入する際、当該品が廃棄物とみなされ、輸入許可を受けるための手続きが煩雑でリードタイムを要する。 また、タイ工業省工場局（DIW）と税関の連携もなく、体制の整備が不足している。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。 （内容、要望ともに変更）	・迅速な輸入許可を実施していただきたい。 ・DIWと税関で連携していただきたい。 ・輸入者としては体制の整備をお願いしたい。	
		日機輸	(19)	再輸入免税申請における手続き	・タイ側で再輸入免税を受ける際、Net weightの記載がタイからの出荷時とタイへの輸入時で全く同じである必要あり。計測誤差等が許されず、書類の訂正が多い。 （継続）	・Weightについては、確認対象外として頂きたい。	
		日機輸	(20)	輸入規制該当品の許可申請の煩雑・遅延	・輸入規制該当品の場合、その規制を管轄する各機関への個別許可申請が必要で、許可までの手続きが煩雑かつリードタイムも異なり苦慮している。ワンストップサービスのような形に体制の整備をお願いしたい。	・税関、各機関の連携強化を実施していただきたい。 ・申請～許可の手続き簡素化、リードタイム短縮を実施していただきたい。	・税関告示131/2561
		日機輸	(21)	輸出規制該当品の新ルールの不透明・未整備	・2019年1月より適用される新ルールとして、輸出する全点、該当・非該当のチェックをし、品目によってはDFT（海外貿易局）への申請手続きが必要だが、詳細運用が確立されていない。 ⇒2020年7月運用開始に延期となったが、通知も遅く、混乱している。 ⇒さらに延期となっているうえ、いつから開始となるか正式な通知がない。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。	・セミナー開催などによる企業側への詳細説明を実施していただきたい。 ・企業側が抱える問題点を収集して考慮いただきたい。	・商務省告示

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸	(22)	TCWMD法運用の未確立	・大量破壊兵器および関連品目貿易管理法（TCWMD法）（2019年）の細則案が2021年に公表されたが、該非判定及びキャッチオール規制の詳細な運用が決定されていない。開始時期も明確になっておらず、今後突然開始をすることになると、実運用で大きな支障を及ぼす恐れがある。 （継続、要望変更）	・セミナー開催などによる企業側への詳細説明を実施していただきたい。 ・企業側が抱える問題点を収集し考慮していただきたい。	・商務省告示
11	利益回収	日機輸	(1)	外貨送金手続の煩雑	・輸入時の申告書と共に外貨送金を銀行に依頼するため、送金手配が煩雑化。 （継続）		
		日商	(2)	配当金の回収不可	・繰越損失があるため現法株の配当を日本の親会社が得られない。（その代わり税金は優遇されている） 配当ができないためロイヤリティ名目で回収している。	・規制緩和。	
12	為替管理	日機輸	(1)	外貨規制緩和措置と税務行政との不整合	・2010年に入り外貨規制緩和が発表され、基本的には改善の方向で動いているが、中銀による規制緩和と税務面での整合性がとれていないので、実質的にワークしていない。 （継続）	・国内外貨決済につき、中銀と税務当局が調整を行い、課税リスクを排除してほしい。 ・付帯条件のうちオペレーション上支障となりうる細則について、さらなる改善を求める。 為替管理： －外貨講座の原資別口座管理規則の撤廃 －国内外貨決済における下記条件の撤廃 ①輸出で得た外貨のある企業のみが以下支払可 ②実需確認資料の銀行への提出 ③歳入庁からの外資インボイス発行許可の取得	
13	金融	日機輸	(1)	国外グループへの貸付困難	・余剰資金のグループ内活用の為、親会社への貸し付けを行いたいが、貸付ライセンスの取得が困難かつ高コストである。外国人事業法において改善に向けた発表があったが未施行。詳細は未だ不明になっている。 タイ投資委員会（BOI：Board of Investment）の国際ビジネスセンター（International Business Center：IBC）ライセンスでの規制緩和があった。 （継続）	・欧米などの金融先進国並みの資金移動への柔軟な対応を実施していただきたい。	・外国人事業法
		日商	(2)	親子ローン金利	・現地銀行から借入すると金利8～9%かかるので日本の親会社から4～5%で親子ローンを行っているところタイ当局から利率が高すぎるとクレームがついた。		
		日機輸	(3)	Gearing Ratio規制	・在タイ金融子会社にGearing Ratio(負債比率)が課されており、短期借入金÷資本金の比率が7以下になるよう要求されている。 （継続）	・同規制を撤廃して頂きたい。 ・少なくともGearing Ratio規制が必要な場合は、タイ・トレジャリーセンター単独ではなく、タイにおけるグループ会社連結ベースとして頂きたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日鉄連	(1)	法人税務調査・更生の恣意性	・タイ投資委員会（BOI：Board of Investment）認定企業（=非課税）の通関業務をコイルセンターが代行するケースで追徴課税が発生した（法解釈の恣意性）。 （継続）	・追徴課税中止。	
		日機輸	(2)	還付申請における税務調査の長期化	・過納付となっている源泉徴収税の還付申請を行っているが、税務調査が全く前に進まず、長期間に渡って還付が実現してない。過納付金額も大きいので相応のリスクとなっている。 （継続）	・還付申請を行った際の税務調査に対して期限を設けるなどして還付作業が円滑回るような仕組みを構築頂きたい。 ・それが難しいようであれば、建設業における一般的な利益率を考慮頂き、そもそもの源泉徴収税率を軽減（例：3%→1%）することで過納付となる金額が下がるような配慮をして頂きたい。	
		日機輸	(3)	e-tax invoice制度の未普及	・紙によるタックスインボイスの発行・業務負荷を大幅に軽減する目的で、e-tax invoice/receipt制度が成立したものの、各社が容易に活用できるスキームではないことから（別途ITコストが発生する）。 ほとんどの取引先は、紙によるタックスインボイスを発行しているのが現状である。 （継続）	・各社が積極的に導入したくなるような優遇税制等のインセンティブを検討して頂きたい。	・歳入局による「e-tax invoice/receipt」制度
		日機輸 日機輸	(4)	税法解釈の曖昧・不統一、高額な延滞金利（サーチャージ）	・タイの国税法が曖昧であり、担当官の解釈により過年度の税務申告額の修正を求められる場合がある。また過年度修正の場合には納税延滞金として1.5%の金利（サーチャージ）も求められる。 （継続、要望変更） ・税務当局の税法解釈の相違や未熟さで、正規の税法が運用されないケースがある。 （継続）	・より詳細な税法制定と、担当官に左右されない均質な運用をお願いしたい。 ・またサーチャージについては、修正内容に応じた利率を設定して頂きたい。	・タイ国税法典第27条 etc.
		日機輸	(5)	Special Business Taxの課税	・為替及び資金取引に対してVAT/SBT(Special Business Tax=特別法人事業税)がチャージされる。 （継続）	・課税を撤廃して頂きたい。	・関税法
		日機輸	(6)	BOI恩典の税制上解釈の困難	・タイ投資委員会（BOI：Board of Investment）恩典については歳入局と所管が異なり、税法上の解釈が難しい。 恩典の使用の方法によっては1つの恩典のメリットが、税法上で別の恩典のデメリットに繋がるケースがある。 例えば、光熱費・国内輸送費の二重控除とBOI事業利益からの配当源泉税免除の関係などがある。 （変更）	・投資奨励の思想に基づいた税法上の運用を行っていただきたい。 ・また、使用方法によっては投資した会社が後から損失を受けるような恩典については、具体的かつ分かり易いガイドラインを作成して説明するなど、事前に注意を促していただきたい。	・投資奨励法 ・歳入法典
		JEITA	(7)	煩雑なVATルールとプロセス	・非Free Zoneエリアに所在する販社がFree Zoneエリア内に所在する得意先と取引を行う場合、得意先がSpecial Privilegeを有していない限り、得意先に対して国内取引先同様に7%のVATを請求する。得意先は、当局に還付の申請を行い、審査を受けた後、支払ったVATの還付を受けることができる。 得意先側で発生する煩雑さと手間を解消するには、販社がFree Zone	・Free Zoneに関わるVATルール、手続きの簡素化。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14					Warehouse Operator Licenseを取得し、Free Zone内企業と同じStatusを有する必要があるが、取得要件のクリアは容易ではなく、障壁となっている。 （継続）		
		日機輸	(8)	源泉所得税の厳格な制度運用、還付の困難	・日本法人がタイ国内でタイ法人に対する役務提供を行った場合、15%の源泉税が課される場合が多い。租税条約で課税が免除される取引であっても、タイ法人は源泉徴収もれのリスクがあるため源泉徴収を免除することはできないと主張しており、また、過誤納付分についてもタイ課税当局は還付には応じない可能性が高く、タイ法人に対する税務調査を誘発することになるため対応が難しいとされている。 租税条約で免除される外国法人税であるため、日本における外国税額控除の対象とはならず、二重課税の問題が生じている。 （継続）	・租税条約で課税が免除される取引について、タイにおける過誤納付が生じているのであれば、タイ法人に対する税務調査を誘発することなく、スムーズに還付手続きを行って頂きたい。	・日タイ租税条約 ・JP-TH DTA
		日機輸			・親会社（日本）で発生した源泉所得税の税額控除をタイで申請する為には、日本の税務署が発行した証書（公文書）をタイ語に翻訳したものを日本の公証役場に持ち込み、証明してもらい、その後に、日本のタイ大使館で認証を受けたものをタイの税務署へ提出する必要がある。 現状、費用対効果を考えると、少額の税額控除申請が行えない状況になっている。 （継続）	・タイの税務署は、タイに所在する日本大使館の印章証明で税額控除を受け付ける様になっていただきたい。	・日タイ租税条約（外国税額控除）
		日機輸	(9)	親子間配当における源泉徴収課税の懸念	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	・親子間配当の源泉税を免税（0%）にしていただきたい。	・租税条約
		日機輸	(10)	相互協議にかかる対応的調整(二次的調整に対する源泉税課税について)	・タイでは、APA等での対応的調整において、送金が行われない場合は、みなし配当に係る源泉税が課せられる(二次的調整)。一方、タイでは、対応的調整は発生する年度の申告に織り込むこととされており、送金する場合であっても申告期限より後に送金する場合は、申告時は送金が行われなかったものと扱われ、みなし配当が発生する。 また本源泉税は、日本における外国税額控除の対象からも外れてしまう（法人税法施行令同142条の2第8項五号）。	・実際に現地へ送金がなされた場合については、みなし配当源泉税を免除していただきたく要望したい。	・タイ歳入内国法、DGN400
		日機輸	(11)	日タイ租税条約の高い配当源泉税率	・日タイ租税条約の配当源泉税率が15%と他国との条約に比べて高く、国内法の税率と変わらない水準になってしまっており、投資効率が悪い。また、ロイヤルティの源泉料率も15%と高い。 （継続）	・他国との条約と同等の水準まで引き下げて頂きたい。	・日タイ租税条約 ・JP-TH DTA article 10 and 12
		日機輸			・通常、役務提供や事業所得に該当すると思われるような事案についても、タイ国内法のもとロイヤルティに該当するとする運用がされており、役務提供料や役務提供と合わせて実施される資産の譲渡についてもロイヤルティの15%源泉徴収が必要と判断されるケースがある。 （継続）	・日タイ租税条約に準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行が行われるようにして頂きたい。	・日タイ租税条約 ・Section 587 of the Thailand Civil and Commercial Code Section 40 (3) of the Thai Revenue Code

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(12)	国別報告書の提出要請	・タイでは現地法人に移転価格文書の提出が求められているが、FY21より記載要件が大幅に増加している。これらの情報は日本で提出する国別報告事項（CbCレポート）に記載される内容でカバーされている。更に提出期限が事業年度終了後150日以内となっており、日本でCbCレポートを提出する12か月より先に提出期限が設けられてしまっている。 （継続、要望変更）	・MCAA（Multilateral Competent Authority Agreement=権限ある当局による多国間合意）にサインされたため、CbCレポート上で既に内包されている情報に関しては、CbCレポートの提出期限に先立ち、別途国内法にて関連データの提出義務を課すことは不要としていただきたい。	・内国歳入法　第71
		JEITA	(13)	非居住者へのコンサインメント在庫要求	・マレーシア現法によるタイでのConsignmentや、シンガポール現法によるインドネシアでのConsignmentなど、得意先の要望により、海外で在庫を積むことを要求される。 しかし、AECが発足により、ヒト・モノ・カネの自由化を謳いながら、PEの問題であったり、外国企業に対する事業ライセンスであったり、障壁は残っており、各国国内法の整備が追いついていない。その結果、ASEAN域内でのより自由度の高い柔軟な事業展開の足かせになっている。 （継続）	・AECやFTAといった国際的な枠組みに準拠した各国国内法の迅速な整備。	
		日機輸	(14)	長期を要する税還付	・税金の還付に時間がかかる（通常の法人税還付で約2～3年）。 事業終息した会社の清算もなかなか完了できない。 （継続）	・税務手続きの早期化。	
16	雇用	日機輸	(1)	労働許可取得・更新手続きの煩雑・遅延	・査証申請手続き、就業許可、再入国許可申請が煩雑である。 【煩雑さの例】 －日本国籍を持つ者の査証申請は東京の領事部でグループ会社社員による代理申請を行えるようになったが、外国籍社員の手続きは管轄の地方領事館で本人申請をしなければならない。 －提出書面の会社推薦状に必要となる押印の印章等が多い（社印、代表者署名、代表者印）。 －提出書面の現地会社の登記簿の全頁に署名が必要。東京領事部で受け付ける日本国籍所持者については緩和されたが、地方領事館では同様の運用が残る。 －登記簿の提出は同じ企業へ訪問する場合でも申請者全員が提出する必要がある。 －名古屋名誉総領事館申請について登記簿の和訳又は英訳の添付が必要である。 －名古屋名誉総領事館申請について、16日以上滞在はシングルのみ申請可であるがマルチプルエントリー(複数回入国)の申請できない。 －就業許可（WP)の申請のたび、WP有効期間である半年ごとに英文卒業証明書の提出が必要となる。 －タイ投資委員会（BOI：Board of Investment）に登録のない企業での業務は就労許可に1ヶ月を要し、一般的な出張者の滞在日数では許可が取得できない。BOIに登録のある企業は4日間で許可取得が可能であるが、滞在日数が短い出張者に適用出来ない。	・必要となる押印の簡素化。例えば企業で権限を有する人事担当等の署名のみとして頂きたい。（東京は改善、地方領事館は進展なし） ・登記簿に関し、東京領事部と同様に写し（コピー）の提出を持って地方の領事部でも受付可能となることを希望する。また、同一の会社での申請は会社を登録制にするなど、手続きの緩和を希望する。招聘状は原本ではなく写し（コピー）を受け付けて頂きたい。（東京は改善、地方領事館は進展なし） ・登記簿の全頁署名の簡素化をして頂きたい。（東京は改善） ・タイ語で記載している登記簿は翻訳不要として頂きたい。 ・地方領事部であってもマルチプルエントリーの申請を可能として頂きたい。 ・一定期間内にWPの取得歴がある場合には英文卒業証明書の提出を免除していただくなど緩和して頂きたい。（出張者の6か月更新はコピーで対応）	・入国管理法など

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16					－労働許可の取得はタイ本国のみでの対応。日本での対応ができない。 －ビザ申請手続き、WP（Work Permit＝労働許可）、再入国許可申請が煩雑。 －再入国許可を本国で失効させずに帰国した場合、有効期限内であると再度ビザを申請できない。旅券に失効の記載がない場合、本国で失効の手続後、証明書を添付すれば申請可能であった運用が、2018年から不可となった。 －入国管理法においてTM30（外国人の居住報告）が規定されており、土地の保有者、アパートメント、ホテルその他の住居の保有者は外国人を滞在させる場合に、外国人がタイ国内に入国してから24時間以内（再入国含む）にイミグレーション（移民局）又は居住地区に、イミグレーションが無い場合には警察署に、報告をする義務があるが、特にアパート・コンドミニアムのオーナーは制度を理解していない人が多く、実態としては、うまく運用されていない。その中で、2019年4月より手続きの厳格化の通達があり、ビザの延長手続きの際に支障が出ているとの情報もある。実質的に運用に無理のある制度である。 （内容、要望ともに変更）	・さらなる許可取得所要日数の短縮（即日等）を希望。（BOIは即日） ・日本での手続きを、駐日本タイ政府機関においてワンストップで取り扱って頂きたい。例えば駐日BOI事務所にて行えるようにして頂きたい。 ・TM30(外国人の居住報告)を廃止もしくは手続きの簡略化して頂きたい。	
		日機輸			・出張者と赴任者の現地での就労許可の申請手続きが同じである。 （継続）	・出張者の申請手続きを簡素化して頂きたい。	
		日機輸			・出張者と赴任者の現地での就労許可の申請手続きが同じであり、準備に負担がかかっている。会社が準備する書類（認証対応含め）の多さに加え、出張者本人の卒業証明書や戸籍謄本の取得が必要とされている。 （継続）	・出張者の申請手続きを簡素化して頂きたい。	
		日商	(2)	ビザ及び労働許可証取得の高い障壁	・VISA、ワークパーミット取得の障壁が高い。 －現在、日本人1人につき4人以上のタイ人雇用が義務付けられており、障壁が高い。 －VISA及びワークパーミットの有効期限が1年間のみであり、煩雑な手続きを毎年行う必要がある。 －3ヵ月以上のビザを所持しタイに滞在する外国人には、継続滞在が90日を超える場合、住所申告届を90日ごとに各自に義務づけられて手続きも煩雑。（オンラインでの申請は可能としているが、申請期間中、当該サイトにアクセスできないこともある。） （継続）	・規制緩和、簡略化を要請したい。	
		日機輸	(3)	駐在員の90日間ごとの通知義務	・駐在員が1年間の査証を持っているにも関わらず、90日間以上の滞在をする場合には90日間ごとに入国管理局への通知義務がある。 （継続）	・90日間ごとの通知を簡素化して欲しい。	・移民法
		日鉄連	(4)	外国人/現地人雇用比率規制	・駐在員事務所の外国人の人数が制限されている。 （継続）	・制限緩和。	
		日機輸	(5)	エンジニア・管理職の人材確保の困難	・人事・経理・ITなどの管理者層、即戦力のエンジニアなどが慢性的不足。 （継続）	・国家をあげての人材育成取組み強化。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		自動部品 日機輸	(6)	労働賃金の上昇、減額不可	・昇給率及びボーナスについて、組合からの要求は依然高く、労務費の高騰が課題となっている。 ・労使交渉時に生産を人質にした高額な昇給・賞与を要求される ・毎年、労務費負担増。 （継続） ・最低賃金は不定期的に上昇。労働法により、賃金の引き下げができず、労務費コントロールが困難。 （継続）	・一企業での対応では限界あり。産業全体で取り組んで欲しい。 ・段階的、計画的な最低賃金の改訂。 ・柔軟な賃金改定を可能とする労働法の改訂。	 ・労働省など
		日商	(7)	高額な退職金の規定	・退職金の規定が、勤務年数×（退職時の月給＋福利厚生固定費）なので、長期間勤務している役職者クラスだと給与の上昇率も高いので退職金が非常に高額になる。 設立20年近くなると定年退職者が多く控えており、退職金の資金繰りに困る。	・所得の上昇に合わせた退職金規定の見直し。	
		日機輸	(8)	解雇の困難	・労働者保護法（第118条）が2019年に改正され、勤続20年以上の社員を整理解雇する場合の解雇補償金が大幅に増額された。 タイでは従業員の解雇に伴う労働紛争が増加傾向にあり、補償金の増額と合わせて考えると、解雇に対するハードルが年々高まってきている傾向がある。 （継続、要望変更）	・準備期間として、解雇補償金増額を緩和していただきたい。	・労働者保護法第118条
17	知的財産制度運用	日機輸 日機輸	(1)	模倣品の取締り不足	・模倣品への政府の対処は、以前に比べると改善はされたもののまだ不十分。知財保護条約（PCT、マドプロ等）への加盟が進んでいない。 （継続） ・ハードだけでなく映画・音楽・ゲームなどソフトウェアの模倣品が依然として流通している。 （継続）	・販売現場、製造工場、水際での取締の強化、厳罰化を望む。 ・販売現場、製造工場、水際での取締の強化、厳罰化を望む。	
		日機輸	(2)	世界公知公用の未規定	・新規性の要件として、出願前に発明が国内の公知公用でないことだけが規定されている。そのため、タイ以外の国では公知である発明が、タイでは特許権が付与されるという問題がある。 （継続）	・世界公知公用の採用はグローバルスタンダードになってきており、最近では中国でも世界公知公用が採用されている。世界公知公用を採用していただきたい。	・タイ特許法5条、6条
		日機輸	(3)	自発的な特許分割出願不可	・審査官が複数の異なる発明があると判断した場合しか分割出願をすることができず、出願人は自発的な分割出願を行うことができない。 （継続）	・出願人が自発的に分割出願できるようにして頂きたい。 ・また、拒絶査定時、特許査定時にも分割出願できるようにして頂きたい。	・タイ特許法26条
		日機輸	(4)	出願公開時期に関する規定の不備	・出願公開時期の明確な規定がないが、審査請求時期は出願公開公報発行日から5年以内と規定されている。審査請求期限を把握するのが難しい。 （継続）	・優先日から18カ月経過後速やかに公開する規定を定めていただきたい。 ・この規定設立は、タイに義務付けられている、RCEP発行後5年以内に国内法で担保するという内容にも含まれているので、早期に実現していただきたい。	・タイ特許法29条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸	(5)	優先権証明書の提出義務	・現行の法制度では、優先日から16月以内に優先権証明書の提出が必要である。 (継続、要望変更)	・優先権証明書の提出を簡略化するために、世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス(出願人等は所定の手続きを行うことにより、外国への特許出願等について優先権主張をする際に、DASを通じて日本国特許庁から優先権書類の電子データを取得するよう、外国特許庁／期間に対して請求することができる)を導入して頂きたい。	・特許法第19条の2 ・特許法に基づく省令第10条
		日機輸	(6)	プログラムの不特許事由	・現行の法制度ではコンピュータ・プログラムは不特許事由である。 (継続)	・コンピュータ・プログラムを保護対象にして頂きたい。	・特許法9条
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	煩雑で長期を要するTISI規格認証取得手続	・TISI(タイ工業規格局)の認証取得における運用上の問題により、モデル毎の申請要、工場審査の手間、書類審査の所要時間長大等で製品の生産、出荷に支障を来たすこともある。かつコストも馬鹿にならない。 安全規格(TIS)の係官の工場審査が義務付けられ、販売金額が少ない海外からの輸入品に対しても必要(費用対効果から一部商品は輸入を中止せざるを得ない)。 (継続)	・認証手続きの簡素化。	・外貨管理局規則 ・税務細則
21	土地所有制限	日商	(1)	土地法による土地取得規制	・タイ投資委員会(BOI:Board of Investment)奨励企業や工業団地内以外での外国資本により土地取得が厳しく規制されている。 (内容、要望ともに変更)	・外国人の土地取得規制の撤廃・緩和。	・土地法
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	大気汚染問題	・2019年以来、大気汚染(PM2.5 など)問題が深刻化。 (継続)	・早期の対策を望む。	・環境省など
		日機輸	(2)	環境保護の不十分	・タイでもWEEEが施行されようとしているが、詳細は依然不明。 そもそも、ゴミの分別等の制度や、国民の環境意識も決して高くないタイで、新法の公平な運用が行なわれるのか、真面目に対応するメーカーの負担だけが増えるのではないか、懸念あり。 (最近はタイ工業連盟などを通じて環境省に働きかけ、民意が多少反映される様にはなってきたが) (継続)	・WEEE法制化にあたっては、周到な準備期間を用意すること。 ・WEEE以前に、国民への環境意識の啓蒙、教育。	
		日商	(3)	環境影響評価(EIA)許認可取得手続の煩雑・遅延・取消	・不動産事業にかかる環境影響評価(EIA)許認可取得において、手続きが煩雑である他、長い期間を要することから、不動産事業に多大なる影響を及ぼしている。意見聴取のプロセスにおいて、地域住民が過剰に権利を主張し、EIAプロセスが進みづらく場合によっては建築許可が取り消しになる等のケースがみられる。 (変更)	・規制緩和、簡略化を要請したい。	
		自動部品	(4)	気候変動法の制定に対する懸念	・タイは気候変動対策のために気候変動法の制定を進めている(現在草案作成中)。温室効果ガス関連情報を国家機関に提供しない等の行為は行政罰の対象となる文言も盛り込まれているとされており、今後気候変動法の内容に関しては注視が必要。	・他国と足並みを揃えた基準の策定。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	領収書への住所記載	・費用精算のため受領する領収書に、会社の登記住所を一字一句誤りの無いように記入する必要が有る。店側に記入してもらうことになるが、時間が掛かる上に、間違いがあった場合、再発行をして貰っている。 (継続)	・住所の記載は廃止し、日本と同様に会社名のみとするか、せめて会社名及びTAX IDのみの記載とする等、簡略化を要望。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法制度・規則の未整備、運用の困難	・輸出管理法、個人情報保護法など、最近新しい法律が施行されているが、施行後も諸細則が未決定なことが多く、実運用面で対応に困ることがしばしばある。 (継続)	・運用細則まで含めた法の施行。 ・解釈の余地のない法律の整備。	・各省庁、関係機関
		日機輸	(2)	法制度未整備下での輸入製品成分開示要求	・2015年より、タイにおいて新規物質届出やそれに付随する既存物質インベントリー申請等を要求する正式な文書(法律、当局告示等)がないまま、物質や化学品の届出が開始された。 本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。 加えて、以下のような非常に煩雑な対応の要求もあった。 －2016年末までに本届出を行い2019年時点で審査未了の届出に対する機密情報再提出の要請が2019年にあった。 －2017年末までに本届出を行い2020年時点で審査未了の届出に対する機密情報再提出の要請が2020年にあった。 さらに新法(化学物質法案)も提案されたが、現法との関連が不明瞭である。 (変更)	・法律の整備をし、文書を発行(および、法律を発効)してから運用を開始していただきたい。 ・また、輸入する化学品の全成分を登録(開示)させるような義務は課さないでいただきたい。 ・既存法(仏歴 2535年 有害物質法)と新法案(化学物質法案)の関連を明確にしていただきたい。	・仏歴 2535年 有害物質法 ・(施行予定不明)の新規物質届出を要求する規制 ・化学物質法案
		医機連	(3)	薬事規制の不明確	・過去にコンベンショナルレンズをタイに申請した際に、有効期限や使用可能期間をラベルに印字することを要求された。タイ国での参考値として参考とすべきガイドラインや通知類がなく、コンサルタントの提案で1年以内として設定したが、コンベンショナルレンズでもいわゆる頻回交換として認可を得なければならなかった。 またタイでは、日本での承認取得の実績が、どれほど考慮されているのかも不明で、明確なガイドラインがない中で常に手探りの状態での資料作成を余儀なくされた。 (変更)	・ガイドラインや通知類の発出による規制の明確化、および審査の簡略化を要望致する。	・Thai Medical Device Act B.E 2551 (A.D.2008) ・Medical Device Act (Vol.2) B.E. 2562 (A.D 2019)
26	その他	自動部品	(1)	電力インフラの未整備	・予期せぬ停電や瞬断が年に何度か起こる。 ・自衛(自家発電及びUPSを設置)しないと生産活動に影響。 (継続)	・電力インフラの整備。	
		自動部品	(2)	電気料金の上昇	・電気代の値上げがあり、足元で基本料金が60%増加した。	・電力インフラの整備。	
		日機輸	(3)	治水対策の不足	・2011年10月に発生した未曾有の大洪水に対し、政府の事前のリスク対策が不十分だったため、直接間接に甚大な被害を受けた。 (継続)	・被災企業への適切な支援策及び今後の抜本的治水対策の策定、実施。 ・タイ政府の治水対策は一応進んでいるようだが、マネージメントも含めちゃんと機能するのか不安もあり、今後も継続的な対策強化を強く要望したい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		自動部品 自動部品 日機輸			・過去、大洪水による操業の一時停止あり。 （継続） ・治水対策がほとんどされていない。 ・雨季は、工業団地、居住地域近辺道路が冠水。 ・生産、輸送や通常生活に支障が出るケースあり。 （継続） ・政府が洪水対策のために治水工事を施しているが、想定を上回る降雨量次第では、工場運営に支障をきたす恐れのある洪水被害に再度見舞われる可能性がある。	・恒久的な治水対策の実施。 ・国家レベルでの治水対策。 ・ダムの現在貯水量と放水量だけでなく、長期的な貯水量予測と放水計画、対策の見通しを随時発表していただきたい。 ・また、チャオプラヤ川の氾濫対策、治水工事を実施していただきたい。	
		自動部品	(4)	コンテナスペースの不足	・コンテナスペースに不足によるリードタイムの遅延/生産拠点に優先生産を依頼。		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。